

第六十八回国会 商工委員会 議 録 第十一号

昭和四十七年四月十一日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 浦野 幸男君

理事 進藤 一馬君

理事 武藤 嘉文君

理事 近江巳記夫君

理事 稲村 利幸君

理事 神田 博君

理事 左藤 恵君

理事 始岡 伊平君

理事 田中 榮一君

理事 前田 正男君

理事 岡田 利春君

理事 川端 文夫君

出席政府委員

通商産業省鉱山

石炭局長 莊 清君

運輸大臣官房審

議官 見坊 力男君

消防庁次長 山田 滋君

委員外の出席者

参考人

(石油開発公団 島田 喜仁君

総裁)

商工委員会調査

室長 藤沼 六郎君

委員の異動

四月十一日

辞任

山田 久就君

中谷 鉄也君

同日

辞任

鹿野 彦吉君

補欠選任

山田 久就君

第一類第九号

商工委員会議録第十一号

四月七日

中小企業の危機打開に関する請願(田代文久君

紹介)(第二二四号)

同(東中光雄君紹介)(第二二五号)

同(松本善明君紹介)(第二二六号)

同(小林政子君紹介)(第二二七号)

同(津川武一君紹介)(第二二八号)

同(土橋一吉君紹介)(第二二九号)

同(浦井洋君紹介)(第二三〇号)

同(寺前巖君紹介)(第二三一号)

同(林百郎君紹介)(第二三二号)

同(山原健二郎君紹介)(第二三三号)

同(山本政弘君紹介)(第二三四号)

同(青柳盛雄君紹介)(第二三五号)

同(谷口善太郎君紹介)(第二三六号)

同(林百郎君紹介)(第二三七号)

同(不破哲三君紹介)(第二三八号)

同(米原昶君紹介)(第二三九号)

同(青柳盛雄君紹介)(第二四〇号)

同(浦井洋君紹介)(第二四一号)

同(小林政子君紹介)(第二四二号)

同(田代文久君紹介)(第二四三号)

同(谷口善太郎君紹介)(第二四四号)

同(津川武一君紹介)(第二四五号)

同(寺前巖君紹介)(第二四六号)

同(土橋一吉君紹介)(第二四七号)

同(林百郎君紹介)(第二四八号)

同(東中光雄君紹介)(第二四九号)

同(不破哲三君紹介)(第二五〇号)

同(松本善明君紹介)(第二五一号)

同(山原健二郎君紹介)(第二五二号)

同(米原昶君紹介)(第二五三号)

同(麻生良方君紹介)(第二五四号)

同(西田八郎君紹介)(第二五五号)

同(吉田泰造君紹介)(第二三九二号)

鉱業政策の確立に関する請願(鈴木善幸君紹

介)(第二三〇四号)

景気浮揚対策に関する請願(鈴木善幸君紹介)

(第二三〇五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣

提出第三七号)

石油パイプライン事業法案(内閣提出第一〇六

号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石油開発公団法の一部を改正する法

律案及び石油パイプライン事業法案の両案を議題

といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。鹿野彦吉君。

○鹿野委員 私は、この法案の審議にあたって、

基本的な問題について簡単に質問をいたしたいと

思います。

この法律の目的に、「合理的かつ安全な石油の輸

送の実現を図り、もつて石油の安定的かつ低廉な

供給の確保に寄与し」という目標がうたわれてお

りますが、この目標は、特定の企業のための合

理化を目標とするのか、国全体の国民に対して、

低廉にして安定的なところの石油の供給を目標

とするのか、このいずれであるかを御答弁願いた

い。

○駐政府委員 申すまでもなく、国民全体に対し

ての安定供給を目標にいたしております。

○鹿野委員 国民全体のものであるとするなら

ば、このパイプライン方式、パイプラインを引か

れる地帯と引かない地帯においてどういふ結

果をもたらすか、あなたの知る限り御答弁願いた

い。

○駐政府委員 パイプラインが将来におきますわ

が国の石油の内陸輸送の根幹にならなくてはなら

ないというふうに考えております。ただ、東京、

大阪等の過密地帯におきましては、石油の需要の

年々大幅な伸びにもかかわらず、従来の国鉄の

貨車輸送あるいは道路を使いますタンクローリー

の自動車により輸送というものが年々非常に

逼迫を加えてきておるという状況にございます。

同時に、これは保安上も非常な災害を招きやす

いというふうなことがございまして、政府といたし

ましては、とりえず緊急の必要のあるところから

計画を進めざるを得ないわけでございます。けれ

ども、石油の需要というものは全国的なものでござ

います。し、今後は特に地域開発というふうな点

から、地方におきます工場分散に伴いまして

工業用それから民生用、いずれも石油製品は現

在消費の少ないところでも将来当然に伸びていき

ましようし、また伸びるような方向で全体の施策

を考えると、この方針でございまして、これは

逐次全国的に主要な幹線パイプライン網という

ものをぜひ整備いたしたい、かように考えており

ます。

○鹿野委員 ただいま東京、大阪を中心とする過

密地帯で輸送上の点からパイプラインの必要性が

説明されました。ところが輸送上の点からのパ

イプラインの必要性というものは確かに存在す

るけれども、しからば、東京、大阪地帯がパイ

プライン方式によつて輸送手段が合理化されて

値段が安くなる。その場合に、値段が安くなつ

た過密地帯の石油の値段と過疎地帯の石油の値

段とをいまの自然のなりに、合理化された安い

値段に対して合理化されてない過疎地帯では相

変わらずそのままに置く、こういうことであるのかどうか。いま工場の分散というものを考えておるといふ話だが、工場の分散をした後にいわれるパイプライン方式をやるということになるのか。パイプライン方式を過疎地帯も過密地帯も同様に置いて、同じような石油の値段がどこでも得られるという、こういう前提が置かれることによつて工場の分散が立地される。こうした根本的な分かれ目があるんだけれども、そういう点の配慮がなされてこの法案が仕組まれておるのかどうか、御答弁願いたい。

○駐政府委員 全国各地の国民の各位に対します石油の安定供給と、それから価格の低廉化ということは非常に大切なことでございます。そのためにパイプラインによる輸送の近代化ということと並びまして、通産省といたしましては、過密の公害を避けるという見地も含めまして、今後におきましては石油精製工場そのものをなるべく地方に分散立地をはかつていくことをまず第一に、従来から考えており、今後も推進するつもりでございます。それによりまして、従来東京、大阪等の一部地域から地方に送られておったという石油製品が、各地に製油所の基地ができることによりましてそこにタンカーが入ってきて、そこで精製したものを比較的近い距離で輸送することが、どうしても全国的な石油の安定供給と価格の全般的な低廉化ということから必要な第一の点でございます。

同時に、やはりそれでは内陸の輸送ということが残るわけでございますから、これにつきましましては、先生ただいま御指摘ございましたように現在の過密の解消も大切でございますけれども、長期的な観点に立ちまして将来人口を分散し、工業も分散していくべき新しい地域に、先行投資的な意味でパイプラインというものは当然投資さるべきであるというふうに私も考えております。

現在通産省では、昨年来逐次地域別にパイプラインのいかなるマスタープランを持つべきかというところで予算がつきまして、鋭意勉強中でございます。

ますが、今年度、来年度、引き続き全国的にすべての地域についてこういう調査、検討を進め、基本計画を逐次つくりまして、それに基づいてパイプラインを整備していく、こういうふうに考えております。

○鹿野委員 局長、なるべくよい返事じゃなくて、私の質問にだけ答えてください。それでないうと時間が長くなってしまふが、いま、将来の工場分散というものを言われたが、将来の工場分散というものを言われたが、いまもう必要になってきているというこの事態を認識されるかどうか。私は、もうとくにこうした工場分散が行なわれるような基本的な開発計画が計画的になされなければならなかったと思つておるのですが、それがいろいろな点で手おくれになつたために、いまやここにきてこう急ばり急ばり返しではどうにもならないから、将来じゃない、いまいまだ工場の分散をしていかなければならぬ、こういうことが必要である、こう思うが、この点どうなんですか。

○駐政府委員 御指摘のとおりと考えております。

○鹿野委員 そういう前提に立つならば、大阪とあるいはまた東京とかいう過密地帯にパイプラインをやる。これは企業のにもうかるからだけれどもやる。もうからない地帯にパイプラインをだれがやるのか。国鉄ですら独立採算制というふうな立場からいって閉鎖線の廃止が叫ばれておる。あるいはまたバス路線にいたしまして、各県において、各地方において、これはもうからないからこの線は通らないのだというふうなことが国の人口分散の基本的な方式を邪魔しておるという事実からいまして、いま新しくこのパイプライン方式を発足するにあたって、頭の悪い人でも過去の実績ぐらひはわかるんだから、そういうことを勘案しないで目先のこの法案が仕組まれるということに問題がある、こういうことを私は申し上げておるんです。いまの国鉄の閉鎖線あるいはまたバスなどのいわゆる現在の過疎地帯におけるところの

ろの実情というものを勘案して、あなたの答弁を願いたい。

○駐政府委員 パイプラインというものは基幹になる、根本になる輸送手段でございますから、長期的な観点に立つて整備しなければならぬといふふうに考えております。したがって、とりあえずは、もう当面の輸送にも欠くというふうな過密地帯を無視するわけにはまいりませんが、国全体といたしましては、当然にそういう現在過疎地帯といわれておる地域でもこれからは大いに産業なり人口を分散すべき大切な地域でございますから、そういう地域の将来の開発計画というものを、通産省としても、今回の地域開発の公団というふうなことでこれから具体化をするという段階でございます。したがって、やはり全国的な見地に立ちまして先を見て、この法律で石油パイプラインのいわゆる整備基本計画というものをそういう地域についてもなるべく早い時期にきめ、そういう地域についてのパイプラインが促進されるようにすることが基本方針でございます。

そういう場合に、御指摘ございましたように、相当長期の投資になりますので、企業だけの力ではなかなか踏み切りにくいということが事実としてあらうかと思ひます。したがって、たとえば東北でございますとかそういう地域につきましましては、政府の地域の開発金融機関等もあるわけでございます。それから、今後政府としても金融、税制上いろいろな助成策というものをさらに充実いたしまして、そういう地域についての先行投資というものを行なわせるように指導し、誘導していく、そういう手だてをつくるということをお願いしたいと考えております。

○鹿野委員 いま局長は東北地方ということばを特に出したが、私が東北地方だから東北地方というふうな考え方を一切持たぬでほしい。私は日本全体のこの立場に立つてこの質問をしてるんだから……。

までもありませんと仰つておるが、私はそんなことは百も承知で、ずいぶん前からこうしたいことがやられなくちゃならない、おかれておることが遺憾だと思つてきた張本人です。しかしながら、これに手をつけるに際して、準備のないままに過密地帯のよりかゝる線だけを手をつけて、そうして過疎地帯はだんだんとやられていくというふうなことがあるならば、過疎地帯をだれもやる者がなく、これは実際絵にかいたもちにひとしくなるのじゃないだろうか。日本の国土は狭いけれども、その狭い国土を広く使うということが現在のあらゆる根本問題を解決するところの基本でなければならぬ。ですからいままで間違つた政治、間違つた行政によつてここまで来たいろいろな弊害を参考として、いま新しく発足するところのこのパイプライン方式だけは、絶対必要だけれども、もう少しその点の準備をしてかかる必要があるんじゃないだろうか。私はこのことを申し上げるのです。ほんとうにお互い同士、口先の国会答弁や役人答弁方式をやめて、お互いに日本の国を考えると、うんちからそういうことを議論し合ふなければならぬわけだ。

私は長々と君と議論をする気持ちは毛頭ないけれども、国土を広く使うということからいけば、過密対策さえ実施すれば自然と過疎という弊害がなくなつてくるのです。ところがいまは大部分過密対策だけに終始するから――よくよく二、三年、過疎対策というものが浮きぼりにされてきたけれども、いままで過疎対策というものがほとんどないにひたつたわけですね。過密対策というものを実施すればするほどますます過密になるのです。もちろん東京、大阪の輸送上の困難ということは、もう表現がむずかしいほどの困難な状態になつておる。それだからといって、また無準備に、容易に東京、大阪の過密地帯におけるパイプラインをやつて、そうしてこう急ばり急ばりしていくということがまた将来に大きな悔いを残す。過疎地帯についてはだんだんといろいろな施策を講じて、パイプラインが設けられるように

するといったところで、どのような方法がありま
すか。いままでと同じように方法はないのです。
国鉄ですら独立採算制という立場からいつて閑散
線の廃止という問題が大きな問題になっているの
です。問題は、企業が行ったならばそこにおのず
からパイプが引かれるのだ、政府がいろいろな施
設を行なうのだということではだめなので、その
準備として山間地に大きな道路が敷かれ、そして
ここにパイプラインが敷かれて、どの土地に行っ
ても企業が成り立つような基本状態をつくり上げ
る、さすればここに自然とそれぞれの企業がいろ
いろな利害得失を考えて移ることになるのです。
あとは役人の介入はできるだけ少なくするほうが
いいのです。役人の介入によつて、国の行政の動
きにあっては大部分悪くしているのです。です
から役人がこまかいこまかい問題にいかにか口出しを
しないで自由方式の基本がうまく運営されるよう
な姿をつくるか、その基本をつくるのが私は根
本の問題だと思ふのです。ですから私は決してパ
イプラインが必要でないんだということじゃない
のです。だれよりも必要だということをおもひ
しておるのだけれども、このようにして、一企業
が都合のいいところだけを許可を得てパイプライ
ンを独占する。さすれば道路の使用やその他のこ
とも許可をする。そしてここには、そういうふう
にしてはならないとか、この場合は許可し、この
場合は何だとか、そんなことを数々うたつておる
けれども、こんなことは何にもならない。さつぱ
り要らない。要らないような法律をつくることは
必要じゃない、こういうことを私は言っているの
です。だからせめて一年間延ばして全体計画を
立てて、過疎地帯についてもパイプラインが、い
ま敷かれなくても将来敷かれるとき、敷く必要が
生じたときに、簡単に容易に敷かれて、過疎地帯
と過密地帯との石油の値段が同じような値段で供
給される、こういう基本をつくるのが大切な
じゃないか、こう私は見るわけですが、これ
に対しての御意見を承りたい。

○政府委員 先生の全国的な見地に立つて考え
るという御指摘はまさに仰せのとおりであると存
じます。それで、この法律では逐次パイプライン
は整備されることになるわけではございますけれ
ども、ただいま御指摘もございましたが、パイプ
ラインというものを全国的な視野に立つて、どう
いう長期的な基本的な計画をもつて整備すべきで
あるかという基本計画を政府として定めることに
実はいたしております。

〔委員長退席、進藤委員長代理着席〕
この基本計画を定めます場合に、もちろん関東地
方のようなところも対象になるわけではございま
すけれども、より長期的に今後の日本の全体の発展
というところを考へる見地から、今後この法律に基
づきまして政府が責任をもつて基本計画を定めて
いくということにいたしております。そしてその
基本計画に即して重要なパイプラインというもの
を認めていく、かような考え方で実は考えたので
ございます。

この法律の運用にあたりまして具体的にどうす
るかということが実は一番大切なことだと私も
も考へております。先生の御指摘のございました
ような基本的な考え方を十分に体しまして、この
基本計画の整備というところにまず誠心努力をいた
すという考えでございます。

○鹿野委員 重ねて言いますが、この法案によつ
て過疎地帯に許可された企業に、今度はもうから
ないところをやれあるいはまたどういふところ
の強制力を持たせることは、現在の社会情勢か
らいつて絶対不可能だと思ひます。ですから、い
まはこの法案でスタートしてあと運用でいくとい
うことを言われたが、この運用でいくといふこと
は私はたいへん危険性があると言ひます。運用
上の役人の介入はなるべく少なくしなければなら
ぬ。この運用上の役人の介入がいろいろものごと
を複雑にしておる、こう私は考へるのです。

これはもつとも詳しく質疑を繰り返したい
のでありますが、一応立案者である事務当局の局
長にこのことを言ひ、大臣にこうした質問があつ

たことを伝えていただきたい。田中通産大臣は天
才的な能力がある、そして非常にものごとを合理
的に考へるすばらしい政治家だから、必ずこのこ
とについて妥当なる適当なる判断をなすのでしょ
う。あるいはまた、ここにおるところの商工常任
委員会に所属する皆さま方に対しても、私は、賢
明な与党、野党の皆さま方が、日本の国民全体
の、日本国土全体のことを考へて、こうした無準
備な法案について大いに論議してくださることを
希望いたします。

なお、私のこの意思は、国会議員鹿野彦吉とい
う者がこの法案の当初にあつたつてこのような意見
が述べられたという記録を残すことも大きな役割
りだと私は考へますので、こまかいことには触れ
ることを省略いたします。どうぞ日本国土全体の
ことを考へ、そして工場分散というような政策が
容易に、自然に行なわれるような基本的な法案を
練り直していただく、このことを希望いたしまし
て、私の質問を終らしていただきます。

○進藤委員長代理 近江已記夫君。
○近江委員 まず石油公団法につきましてお聞き
したいと思ひます。

いろいろな問題点がありますが、まず初めに技
術の問題をお聞きしたいと思ひます。特に先進
諸国における石油開発の技術というものは、資金
的にも、非常にすばらしい内容また規模でもって開発
も進めておるわけでございますが、わが国のそう
いう技術の現状ですね、どの程度まで来ておるか
という事です。

それからまた、今後の石油開発技術者の確保あ
るいは技術の向上について、政府としてはどのよ
うに考へておられるか。この二点についてお聞き
したいと思ひます。

○政府委員 大きな問題でございますので、ま
ず基本的な点についてお答え申し上げます。

外国の石油開発企業というのは長年の歴史、伝
統を持っておりまして、技術者の数も一社で一千
人以上というふうな豊富な人員を擁しております

が、わが国の場合には全国で四、五百人という程
度の現状でございます。これは開発に対するわが
国の立ちおくれを如実に反映しておる数字だろ
うと存じます。

そこで、今後わが国におきまして石油開発が大
切でございますので、どうしても中核になる技術
者というものの育成に特に重点を置くべきである
というふうに通産省としては考へております。具
体的な物理探鉱等を行なう作業員的な技術という
ものは、場合によつては外国のそういう専門の石
油会社を使うことも可能でございます。さうし、欧米
の大会社も現にそれを行なつております。ただ、
経営の中核になるような、高級な判断のできる技
術者というものが大切でございます。これが日
本では弱体でございます。そこで、今後におきま
しては、学校教育の強化の問題もございしますが、
特にやはり経験の積み、専門家を育成するとい
う意味で、今回特別の措置をいたしまして、石油開
発公団に技術センターというものを設けて、特別
会計からの助成金を出しまして、ここで、公団の
職員のみならず、民間の職員も訓練を行なうとい
うことに実はいたしたわけでございます。情報取
集体制というものを強化するということと並びま
して、やはりわが国としては、この技術者のレベ
ルアップと数の確保ということが今後非常に大切
であると思ひます。

○近江委員 このセンターでどのくらいの技術者
を養成する計画をしておるのですか。

○政府委員 初年度でございしますので、とりあ
えず四十七年度は三十名を対象に考へておりま
す。これは公団の職員と民間からの研修生と両方
含めた数でございます。

○近江委員 初年度というところもあるわけですが、
全体の技術者の不足という面からいきました
ら、これを充実するといふ点において三十名とい
うようなわずかな数で、今後のそういう急速に伸
びていくと予想される石油開発のテンポから考へ
て、はたしてこれでいいかということですが、ま
た、そういう学校教育等において、文部省等とは

どういふ連絡をとっておるのですか。

○駐政府委員 日本で現在石油の開発に直接関係ありそうなる大学の講座の定員というのは、数だけでは千人近い定数が実数でございます。その中でも特に新しい油田の開発に直結したような技術というものはその中の一部になります。今後はこの定員の増加ということも大切でございますけれども、やはり技術のレベルを大学教育においてもより一層高めるといふことが望まれるわけでございます。それで、卒業した人については、また石油公団のようなところで、より具体的な例に即してより専門的な勉強を続けてもらうという一段がまえでやるべきことが必要であると存じます。

そういうふうな考えをしまして、文部省と、これは専門的な事項でございますが、今後の石油開発公団の運営をどうするかということも、実は大学教育の問題もからむようでございます。その一環といたしまして文部省とも十分打ち合わせを今後具体的に続ける。一般論としてはそういう要請はいたしております。

○近江委員 そういう教育面というのは非常にむずかしい問題がありまして、それでは、ただその企業の要請だけに従っていいのかという根本的な問題があると思うのです。そういう点は行き過ぎではないかと思うのですが、今後の問題としてこれは非常に重要な問題ですから、一応提起しておきますから……

それから、石油開発の状況を見ておきますと、非常に失敗が多い。これは世界的にこのリスクが多いのはあたりまえだという考えが非常に基本になっておるように思うのです。ところが、国民の血税を今回はこれだけ拡大して、今後石油開発というものに入れていくわけですから、諸外国はそういうものに失敗が多いのだから、わが国はまた率が高かぬと思う。やはりそういうことは、あり得ないことであるけれども、百発百中当たっていくのだから、これはやはり非常にロスが大き過ぎると私は思う

のです。そういうことは無理でありますけれども、そういう点、成功のかぎはどこにあるか。いろいろと話を聞いてみますと、わが国は情報収集が非常に弱体である、首をかしげるようなところの鉱区を払い下げを受けておる、こういう状態であつてはならぬと思うのです。情報収集について現状はどうなつておるかということが一点。

今後わが国としてはそういう情報収集のどういふ体制を考えておるか。これははるかに大なる国費を使つてそういう資金を借りてやるわけでしょう。ただ職員だけを派遣すればいいのだ、それだつてただで行くのじゃないわけですよ。一人の海外駐在費だつては大きな金がかかるわけですよ。人数だけばつとふやすということだけでは、それも一つかもしれませんけれども、いろいろ出先の機関が一ぱいあるわけですよ。そういうところもつと連絡をとつて、やはり総合的な対策をとるべきではないですか。その辺がジェットロはジェットロ、大使館は大使館、有機的な連絡がとれてないように思う。そういう今後のほんとうに真剣な皆さんの考えをひとつお聞きしたい。この二点についてお答え願いたい。

○駐政府委員 まず第一の点でございますが、百発百中は無理でもその精神を持って最大の努力をすべきであるという御指摘でございますが、まさにそのとおりであると考えます。わが国の場合にはいままでも百本に十本くらいの割合で成功してきただというところで世界の注目の的になっておるわけでございますけれども、やはり御指摘ございましたように的確な情報を十分に集めて、これをなるべく科学的に十分な分析調査をやるということが非常に大切だと存じます。そういう意味で技術力というものがやはりどうしてもなければならぬ。先ほどお答え申し上げました石油公団の技術センターにおきましても現在でも若干やっておりますが、コンピュータを十分に駆使いたしまして、諸情報なりデータというものを技術的に十分解明するといふ技術の練磨ということを中心にして、実は置いてやりたいと考えております。

それではまず、海外の生きた情報をどういふふう把握するか、駐在員の充実も考えておりますが、ジェットロにつきましても、現在ヨーロッパにありますが、ジェットロのたとえばロンドン事務所等は、所をあげましてOPEC関係あるいはメージャー関係の情報というものを集めて、非常に優秀な情報を現に集めておりました。わが国に送つてまいつてきておる事情がございまして、それから産油国ではジェットロ自体もまだ後進国のせいもあるが十分な人員がおりませんが、大体一人か二人は少なくともおるわけでございますから、そういうところにつきましても、従来全くばらばらであつたものを、私も石油公団のほうに併任するなり、とにかくそういう形できちん組織をつくりまして、開発公団の技術の職員を駐在させておられますので、それとタイアップした形で情報収集に努力をするということによつてそれを実施する方針でおります。

なお、これは別に民間の会社も技術者を有しており、情報を集めておりますが、これにつきましても、ばらばらではなくて、なるべく系統別にまとめた統轄会社というものをつくつて、そこで情報を全部統轄する、それから技術者を使うというところで効率を高める、それが石油公団にすべてまた活用されて、お互いに情報が活用されるという形をぜひとらなければならぬ、かように考えております。

○近江委員 外国の場合を見ますと、これは情報収集という点については、やはりすこいそれだけの体制をとつておるわけですよ。そういう点で特に石油開発という問題になってきますと、成否のかがきといふのは非常にここに重点がある。こういうことで、最も効果が発揮できるという一つ一つの体制づくりということに努力する必要があるのじゃないか。特にこの点も申し上げておきます。それから、今日わが国においては、国民総生産はなるほど上がつてはきました。だけれども、公害問題をはじめとしていろいろな不具合が起きて

おるわけですが、特に公害の元凶といふのはこの石油ですね。空気を汚染し尽くしておる。しかもまた油は水質を汚濁させておる。そういう点で、これはほんとうに国民の健康生活という点から考えると非常に大きな問題なんです。ですから、今後の石油政策から考えていきますと、どうしても低硫黄の原油の確保、あるいはこれを確保していくにはどうすればいいか。もちろん低硫黄原油の輸入を促進をしていく、さらにはまた開発にあつてもやはり低硫黄というところに重点を置かなければならぬんじゃないか。ところが、輸入にしろ開発にしろ、やはりこの辺のところをどれだけ重点を置いておるか疑問点があるわけですよ。そういう点、現状はどうなつておるかということが一つ。今後の輸入あるいは開発にあつての低硫黄原油に対しての対策というのについてお聞きしたいと思ふのです。

○駐政府委員 低硫黄原油の確保ということはお話ございましたように、わが国にとつてことは、重要な、きわめて重要な課題でございます。現在ではどれだけ輸入されておるかといふと、約二億キロリットルの原油の中で二〇%、四千万キロリットル程度のものが輸入されております。主としてインドネシア、一部がペルシャ湾から参つております。

お話をいたしましたように、わが国としては石油開発公団を通じます開発ということが中心になつておりますが、その場合にも高硫黄のものでなくて、硫黄分一%前後ないしそれ以下の原油が出るということが現在までわかつておるいろいろなデータで予想がされるというものに重点を置いて、実は出資をしたり融資をしたりして推進をいたしております。現在までに成功いたしたものが三つぐらいございまして、東南アジアで二つ、中近東で一つございまして、いずれも硫黄分が〇・〇幾らというふうな低硫黄のものでございます。おそろくこの三つのプロジェクトから、昭和五十年ごろまでは最低千万キロリットル、生産投資がうまくいきますれば一千万キロリットル

ルないし二千万キロリットル程度のもが自主開発という形でわが国に導入されることになると思ひます。また低硫黄原油の賦存状態というものは、世界でも非常に少ないといわれておりますから、あらゆる機会をとらえてこれをわが国に結びつけるというために、現在問題になっておりますソ連のシベリアの原油というふうなものは、ほんとうに低硫黄のものであるということが今後の調査団の結果等でだんだん判明してまいりましたならば、わが国としてはこういう機会についても大いに前向きに努力をすべきであらうというふうに通産省としては考えております。

○近江委員 いま、昭和五十年一千万キロリットルと一応の目標を立てられたわけですが、現在でも二億キロリットル輸入しておいて二〇％、四千万キロリットルが低硫黄、あとの一億六千万というものはこれは非常に高いやつを使っているわけですが、わが国の現状を見ますと、脱硫装置にしまして、どれだけやっておるか。工業技術院で若干のそういうプラントを完成したかどうか知りませんが、企業はそれだけの脱硫費だっかけておるかというところ、ほとんど力を入れていない。そういうことで、ブルースカイ計画とかいろいろなことを各地方公共団体でもいろいろやっておるし、政府も公害やそうした環境保全というところで力を入れておりますが、今日のこういう二〇％ぐらいのことで、あとはハイレベルのそういう石油を使っておる、ここに大きな問題があるわけですね。それは皆さんも苦慮されておることはわかりますけれども、苦慮するのは国民の健康から考えたらあたりまえであります。今後さらにこういうエネルギー、特にこれは石油にやはりまだまだ依存せざるを得ない状態ですよ。原子力発電が何だといったって、やはり安全性という点で非常に大きな問題があるし、今日もうストップがかかっています。原子力発電だつて政府が真剣にこの安全性を考えなければ、これから進みません。何でも推進ばかり考えて、安全性ということを考えておられない。こういう点で、原子力だつて、いま

のような、政府が根本的にこの安全性ということに真剣にならなければ、あなた方の予想はくずれますよ。そうすると石油ということにまたなつてくる。ところが、こういうことで公害をまき散らしておる。こういうことを真剣に考えないと、努力はしていただきたくても、あまり効果はありません、それじゃたいへんな問題です。そういう点で、開発ではなるほど力を入れるからしめけれども、輸入政策自体もつと真剣に低硫黄原油——それはもちろん価格の問題もあるかしのけけれども、この辺についてもつと真剣になつて考えてもらわなければ困ると思ひますね。もう少し掘り下げてその点についてお聞きしたいと思ひます。どう考えていますか、これは。

○政府委員 今後わが国がみずから開発に乗り出すという油田というのは、先ほども申し上げましたように低硫黄のものについて政府が助成をするという方針を実は確立してやっております。それから融資資的のもの、いわゆるチェメニ油田その他あるわけですが、それについても何を考えるかといへば、それが低硫黄であるかどうかということとをまず考えるという政策というものは、すでに確立しておるということをし上げたいと存じます。

それで、そこでございしますが、世界における現在わかつておる情報では、低硫黄原油の賦存量といふものはあまり多くないようございしますから、わが国としては、今後は、今回の法律改正でも考えておりますが、天然ガスの開発ということ、国内もございしますが、主として海外に求めざるを得ないということで、原油と並んで超低硫黄であるところの天然ガスの開発ということとをぜひ一つの重点として進めなければならぬと思ひます。

それから、こういう資源面の手当てと並びまして、やはり御指摘がございましたように精製工場での脱硫をさらに促進するのと並びまして、重油を現に使うところの、特に大きな消費をする、大規模汚染源といわれておるところ、電力とか鉄鋼

とか化学とか、そういう分野では、石油精製工場の脱硫一辺倒ではなくて、そういう消費するところでも、今後は目下進行中の排煙脱硫の技術というものを早期に完成して、排煙脱硫をやる。あるいは最近研究が始まりました、重油をガス化しておいて、そこから脱硫を一回して、それを燃して、さらにまたそのガスを排煙脱硫にかけるというふうな、そういういろいろなあらゆる手を、研究を推進してそれを実施する。これができまうとまたそれだけ、資源の乏しいわが国としては資源を開発するときにでも、その処理できる場所の原油の幅というものが実は広がって、それが安全にもつながる、価格にもプラスになるといふふうな関連がございしますので、そつちのほうの前進の努力がございしますので、そつちのほうの前進の課題だ、かように考えております。

○近江委員 私がいま原子力のことを申し上げましたが、原子力も、まあ私もつと科学技術をやっておりますから、きょうはその点については言ひませんが、安全性をほんとに真剣に政府として考えないといふことは進みませんよ。きょうは原子力の人には別に呼んでおりませんが、これは、同じ政府の最高首脳の方々にして頭に置いてもらわなければ進まない。これはわれわれ野党としても一致しておることで、原子力にあつてはそういうのです。石油にあつては、いま申し上げたようにこれからウナギ登りでしょう、エネルギーという点から考えれば、いま二億だけども、このままのペースでいけば、八〇年には何億使ふんですか。おそろく倍以上行くでしょう。そうなつてきた場合、真剣に、ほんとに公害対策という面からこの低硫黄あるいは脱硫化装置、これは真剣に考えなければ、いま皆さんが考えておるのとは、開発促進だ、入れるというよりなことはかりを考へてゐる。エネルギー政策という点から考へて、それはエネルギーが必要であることはわかりますけれども、そういう公害問題といふことを真剣に考えないと、これは非常に大問題であるとい

うことです。ですから、これだけの開発促進をやつていくならば、それと同じだけの公害問題、特に低硫黄にいかんしていかんか。私は、ここに真剣にそれ以上の対策をもつて進んでいくのはあたりまえだと思ひます。いまあなたはおっしゃつたけれども、政府としてはそれだけの真剣なウエイトをかけてますか。ひとつ政府としての考えを聞きたい。

○政府委員 この脱硫問題というのは、わが国としてはいかに努力をしても足りないといわれるくらいの重要な課題であるといふふうに私も考えております。

それで、まず製油所関係の脱硫装置について何をしておるかという点ですが、現在製油所につきましては脱硫装置がございまして、設備の許可をする際に、脱硫装置がなければ許可しないというはつきりした石油審議会の答申というものが以前からございまして、現にそれで全部やっております。

それからユーザーの手元の排煙脱硫装置ということが今後非常に大切になると申し上げましたが、これは現在電力、鉄鋼等で、それぞれ固あるいは基礎研究の結果を、大規模な形でいま最終段階の研究を鋭意やらしておるところでございまして、石炭火力についても政府の助成のもとで最近実は始めております。そういうことで、研究面でもございしますが、これを一日も早くやりまして、これを設置するときにはまた開発銀行とかあるいは公害防止事業団といふいろいろございします。そういうところから金融等もつけ、税制上の助成措置もやつてこれを普及させる。現に火力発電所の場合には、新しい発電所の場合には排煙脱硫装置をつけるだけの余地を——まだ技術はできておりませんが、しばらくあき地になりませんが、それだけのあき地を前もって確保してなければ、電気事業法でも発電所の許可をしないといふふうなことをすでに運用上やっております。

そういうことで、真剣に、まじめに取り組んでおるつもりでございしますが、片方、脱硫なりある

いは低硫黄の原油の輸入というものは経済的な負担も相当でございますので、三年ほど以前から、御案内のように脱硫なり低硫黄原油の輸入につきましましては原油関税の還付制度というものを行なっておりまして、一種の政府の補助金と御了解いただけるかと思ひます。これは四十六年度では百億弱でございますが、四十七年度は二百億に近い線になるというところでございまして、開発にも金はなるほど使ひますが、そちらのほうにも一種の税の戻し、補助金ということで政府としては努力をしておるというところでございまして。

○近江委員 私はいずれ公害の面についてもう一ぺんまたいろいろお聞きしたいと思ひますが、きょうは、あなた、そちらのほうの専門でもないと思ひし、しかしまあそうであつても、いま申し上げたようにこれは政府として真剣に、今後のそういう公害対策を考えなければ、もう幾ら石油開発だ何だといつたつて、これはほんとうにストップしますよ。それだけ申し上げて、私は、この問題はまた別の機会に徹底してやりますから、またいまからいろいろと対策等についてとつと詳しくお聞きしたいと思つております。

それから、天然ガスのことを先ほどお話ししたわけですが、これは重要であるということはおわれども承知しておるわけですが、この輸入なりあるいは開発促進、今回の法案でそれを開発していくということになっておるわけですが、これは比較的輸入の面においていままではそう積極的になかつたように私は思ふのです。今後その輸入面においてはどうか考えておられますか。

○近江委員 御指摘のございましたように、天然ガスは今後やはり国内資源がなかなかございませぬし、地盤沈下等の問題もありますので、主として海外からの開発輸入ということにたよらなければならぬと思ひます。現在のところではまだ量は非常に少のうございまして、アラスカとかそれからブルネイ等から、主として電力、火力発電用として輸入が現に開始されておりますが、量はまだまだ少のうございまして。五十年ころまではブ

ルネイ等のものも相当増量になりますし、あるいは最近新しいプロジェクトで、マレーシアのボルネオ島でございまして、マレーシアのサラワク地区とかあるいはさらにイランというふうなところで新しいプロジェクトの具体化が進行中でございます。豪州等にも相当豊富な天然ガスがあるという情報もございまして、企業がいろいろの調査に乗り込んでおるという段階でございまして。これはやはり非常に重要な良質の天然ガスでございますから、ぜひ開発に乗り出して、単純な輸入というふうなところにまた天然ガスがならぬように、わが国も最大のユーザーでございまして、出ていって一緒にその開発に取り組むというところで、最初からその努力をしなければいかぬと考えております。

○近江委員 島田参考人が来られたのでお聞きしますが、先ほど私がいろいろ何点かにわたつてお聞きしたわけですが、この開発促進というところはエネルギー政策からいってわかるわけですが、しかし一面公害という点から考えますと、いまのような硫黄分の高い原油がどんどん入ってくるようなことであると、これはもうほんとうに、幾ら政府がブルースカイ計画とかいろいろなことを言つておきまして、なかなかこの絶対量が急激に上がつてきますと公害対策というのはむずかしい。したがつて、今後の開発にあつても低硫黄の原油の確保ということがこれは一番大事だと思ふのです。ところが、この石油開発というものは、皆さんも苦労されていると思ひますが、非常に確率が低い。どうしても業績を上げたい、少々硫黄分が高くてもしようがないんじゃないか、出るだけどもこれは一応ありがたないことだというふうな、どうしても業績というところが頭に来るんじゃないかと思ふのです。しかし公害面から考えると、やはり低硫黄の原油を最重点にやつていかなければならぬ。しかし、そこは地獄のにもいろいろなむずかしい問題、いろいろな困難がさらに伴つてくると思ふ。その点、あなたも最高責任者として公団の業績第一に考えて、そういう低硫黄の確

保というそちらのほうはやはり従になるんじゃないか、その点を心配しておるのです。その点あたとして、今後の基本的な御決意というものをひとつ聞かしてもらいたいと思ふのです。

○島田参考人 ただいま先生の御質問がございまして、日本にとつておるべき公害といわれている現情勢下におきましては、低硫黄原油の確保が最重点であることはお話があつたとおりでございまして。

ただ、ひとつここで私の私見をちょっと申し上げさせていただきますが、世界の埋蔵量の中で、一割までの低硫黄原油というのは大体二割でございまして。その中で、現在一番圧倒的に多いのはアメリカでございまして、アメリカは自分の国内でこれを使つておられます。一割から一・五割くらいはものを入れます。三割かそこらが、要するに限界でございまして。ところが日本は、御承知のように、現在大部分は中東を中心としたハイサルファの原油と一部中サルファの原油を入れておるわけでございます。したがつて、ここで一番大きな問題は、いつも、エネルギー政策の基本が量の確保にあるのか、言いかえれば安定供給にあるのか、低廉な原油を確保するのかがという問題がございまして、しかも、少なくとも最近の状況の推移をたどりますと、もう少しからは量の確保に邁進せざるを得ないということには必ずでございまして、一例をとりまして、アメリカでももう十年を出ずして五割の輸入国になるというところは、もう多数説でございまして。アメリカも、その問題につきましましていろんな角度からそれを検討しているような状況でございまして。したがつて、私もエネルギーの立場から考えますと、公害の問題は、もちろんこれを解決するために原油の面からこの問題の基本を直していかなければならぬといふことは当然ではございまして、けれども、私は、おそるべき公害の次の問題といつたしまして、世界的にエネルギーの不足時代が来るといふことは必ずだと考えております。そういう意味におきまして、私も現在政府の

政策に沿ひまして開発をいたしておる地点は全部低硫黄地域でございまして。しかし国際的に見ますと、各国では、日本は世界にない低硫黄だけを買ひあさり、開発をして、一体今後日本の膨大なエネルギーを、石油をどうするのだという意見が圧倒的に多いことをここで申し上げておかなければならぬ。といひますと、やはり公害問題はもちろん重要な問題でございまして、同時に石油の量を確保するためにどうしたらいいかという問題がもう世界的な問題になつておる状況を考えて、やはりサルファを原油から除くという問題に、政府も民間も最重点を置いて、そうしてエネルギーを確保する、石油を確保するという問題も同時に考えていかなければならぬ、私は、このうふうに考えます。石油を使わなくてこれにかわるエネルギーというものが近き将来において見出されればいいわけでございますが、いまの科学技術をもつてしても、まだ石油にかわるべき大宗のエネルギーはないわけでございますので、そういう点を、私も、非常にむずかしい問題と実は考えております。ただ、そう申しまして、これは私の考え方でございますが、私の考え方のみならず世界の一致した考え方だと私は確信をいたしておりますが、現段階におきましては、政府の方針に沿ひまして私も開発を手がけておる地域というものは、要するに低サルファであり、現在試掘に成功した油田は全部低サルファの鉱区でございまして。

○近江委員 実際の当事者としての真意といひますか、非常に正直な所信の表明であつたと私は思ふのですが、しかし、公害問題という国民の、これは重大な健康に関する問題であります。したがつて先ほど局長からも、低硫黄で、そちらを最重点にやつていくというお話がありました。いま島田参考人のお話を聞いておきますと、やはり量も質も、これは質のほうは大事であるけれども、非常に複雑な、そういうお話でございまして。しかし、政府がそういう方針を出しておるからそれに従ふ。それは従ふというのではなくして、こ

これは国民の健康という点から考えて、そちらを最重点に考えていただく。やはり、いまほとんどはこれは輸入しておるわけですからね。それは、今後開発していくという意欲は私も買いますけれども、しかし一番の根本の部署にいらっしゃる皆さんが、やはりどうしてもこれからのエネルギー政策では量が大事だというそちらの方に傾斜していくと、公害問題から考えると非常に心配であります。その点、先ほど局長も、これはもう低硫黄に最重点を置いてやっていくということをおっしゃったわけでありまして、その点はひとつそういう方針で、腹の底からひとつそういう姿勢でやってもらいたい、これを申し上げておきます。

○島田参考人 重ねて申し上げていただきましたが、かりに私どもが低硫黄の原油の開発に最重点を置くとしたとしても、日本がこれだけの油を、将来ふえる油を使っていく場合には、どうしてもハイサルファの原油を買わざるを得ない。この点をひとつとくお考えをいただきたい。したがって、私どもが政府の方針がそうだからしかたがないというよりも、政府に対して私どもが望んでいたのは、そういう事態を前提にいたしまして、どうして公害なき油を使うようにするかという問題を考えてもらいたいということを私は政府に要望いたすわけでござります。同時に、国会におかれましてはその点をお考えの上で、ハイサルファの油を使わなくてもいいというそういう前提に立ち得るならば問題は簡単でござります。そうでない限りは、このハイサルファの油を、しかも公害なき油としてどうして使っていくかという問題と、それから石油の問題というのとは、要するに開発を手がけてから、ある程度大きな油田というものを考えますと、大体十年かかっていよいよその油を輸入することができるようでございます。七、八年から十年というものが原則でございますから、いつも十年、二十年先のことを私どもは考えておるわけでござります。

したがって、そういう問題を考えますと、いまからその石油の問題を総合的に考えて、そうして政府もあるいは国会等におかれまして、そういう問題についての大きな政策を打ち出していただくということをお願いをいたしたい。重ねてお願いをいたします。

○近江委員 確かに、政府のいままでのエネルギー政策というものは、やはり必要量の確保という点が非常に重点にあったように私正直に申し上げて言えると思うのです。先ほど申し上げたように、原子力においても、安全性を考えてはおるけれども非常に軽視しておった。こういうような点でわれわれもチェックをしてきたわけでありまして、いま島田参考人からも政府に対して要望したいということがあったわけですから、それに対して、局長としてはどのように思われますか。

○近江委員 先ほどお答えいたしましたとおり、良質の原油を確保するということが並びまして、やはり、積極策と申し上げましたが、使うほうで、製油所も脱硫をする、それから燃焼させる側でも排煙脱硫等の技術を早く開発して、これを徹底して実施するということが何より大切であると考えております。これによりまして若干硫黄分の高いものもわが国の資源として活用することができるようになる。それが結果としてわが国のエネルギーの安定にもつながるし、あるいは価格の面でも一つの有利な材料になるということでございます。そして、積極的に硫黄の問題には対処していくという、わが国としては消費が伸びるわけでございますから、打開の道がないわけではござります。これは国をあげてそちらのほうへ努力をするということ、総合策で努力をするということが必要だと存じます。もちろん、エネルギー多消費型の産業というのは立地の限界もございまして、後進国の強い要請もあるわけでござります。これは適正な国際的な立地ということも含めて今後は考えるべきでござりますけれども、全体として消費はやはり国内で非常に伸びますので、積極策でこれは対処するということが根本前提だろうと思ひます。

○近江委員 脱硫の、そちらのほうに積極的に力を入れていくということをおっしゃったわけですが、しかしそれはこれだけであって、それじゃ實際上脱硫にどれだけの力を入れておるかという、私は前に予算委員会でも申し上げたことがあるけれども、火力発電所にしても、それはあき地は用意してある、それじゃ何カ所設置してあるのか、こゝ言いたいわけですね。これは数字を申し上げるまでもなく御承知のとおりです。したがって、それをやらさなければならぬ。やらさなければならぬけれども、技術にしても、まだ心配な点がある。経済的にも非常に大きなコストがかかる。したがって、そういう点はやはり政府が、いま工業技術院でもいろいろ力を入れておられるけれども、それをほんとうに国のビックプロジェクトとしてやっていく必要があるのじゃないか。原子力にしてもあるいは宇宙にしても海洋開発にしても、かなりの力が入っておられるけれども、脱硫という問題についても、四本柱としてやっていくべきじゃないか。それは今後あなたが、一局長としてではなくして、ほんとうに政府の方針として情熱をもってこれを推進していくという決意がありますか、その点をお聞かせください。

○近江委員 脱硫の、そちらのほうに積極的に力を入れていくということをおっしゃったわけですが、しかしそれはこれだけであって、それじゃ實際上脱硫にどれだけの力を入れておるかという、私は前に予算委員会でも申し上げたことがあるけれども、火力発電所にしても、それはあき地は用意してある、それじゃ何カ所設置してあるのか、こゝ言いたいわけですね。これは数字を申し上げるまでもなく御承知のとおりです。したがって、それをやらさなければならぬ。やらさなければならぬけれども、技術にしても、まだ心配な点がある。経済的にも非常に大きなコストがかかる。したがって、そういう点はやはり政府が、いま工業技術院でもいろいろ力を入れておられるけれども、それをほんとうに国のビックプロジェクトとしてやっていく必要があるのじゃないか。原子力にしてもあるいは宇宙にしても海洋開発にしても、かなりの力が入っておられるけれども、脱硫という問題についても、四本柱としてやっていくべきじゃないか。それは今後あなたが、一局長としてではなくして、ほんとうに政府の方針として情熱をもってこれを推進していくという決意がありますか、その点をお聞かせください。

○近江委員 脱硫の、そちらのほうに積極的に力を入れていくということをおっしゃったわけですが、しかしそれはこれだけであって、それじゃ實際上脱硫にどれだけの力を入れておるかという、私は前に予算委員会でも申し上げたことがあるけれども、火力発電所にしても、それはあき地は用意してある、それじゃ何カ所設置してあるのか、こゝ言いたいわけですね。これは数字を申し上げるまでもなく御承知のとおりです。したがって、それをやらさなければならぬ。やらさなければならぬけれども、技術にしても、まだ心配な点がある。経済的にも非常に大きなコストがかかる。したがって、そういう点はやはり政府が、いま工業技術院でもいろいろ力を入れておられるけれども、それをほんとうに国のビックプロジェクトとしてやっていく必要があるのじゃないか。原子力にしてもあるいは宇宙にしても海洋開発にしても、かなりの力が入っておられるけれども、脱硫という問題についても、四本柱としてやっていくべきじゃないか。それは今後あなたが、一局長としてではなくして、ほんとうに政府の方針として情熱をもってこれを推進していくという決意がありますか、その点をお聞かせください。

○近江委員 脱硫の、そちらのほうに積極的に力を入れていくということをおっしゃったわけですが、しかしそれはこれだけであって、それじゃ實際上脱硫にどれだけの力を入れておるかという、私は前に予算委員会でも申し上げたことがあるけれども、火力発電所にしても、それはあき地は用意してある、それじゃ何カ所設置してあるのか、こゝ言いたいわけですね。これは数字を申し上げるまでもなく御承知のとおりです。したがって、それをやらさなければならぬ。やらさなければならぬけれども、技術にしても、まだ心配な点がある。経済的にも非常に大きなコストがかかる。したがって、そういう点はやはり政府が、いま工業技術院でもいろいろ力を入れておられるけれども、それをほんとうに国のビックプロジェクトとしてやっていく必要があるのじゃないか。原子力にしてもあるいは宇宙にしても海洋開発にしても、かなりの力が入っておられるけれども、脱硫という問題についても、四本柱としてやっていくべきじゃないか。それは今後あなたが、一局長としてではなくして、ほんとうに政府の方針として情熱をもってこれを推進していくという決意がありますか、その点をお聞かせください。

○近江委員 脱硫の、そちらのほうに積極的に力を入れていくということをおっしゃったわけですが、しかしそれはこれだけであって、それじゃ實際上脱硫にどれだけの力を入れておるかという、私は前に予算委員会でも申し上げたことがあるけれども、火力発電所にしても、それはあき地は用意してある、それじゃ何カ所設置してあるのか、こゝ言いたいわけですね。これは数字を申し上げるまでもなく御承知のとおりです。したがって、それをやらさなければならぬ。やらさなければならぬけれども、技術にしても、まだ心配な点がある。経済的にも非常に大きなコストがかかる。したがって、そういう点はやはり政府が、いま工業技術院でもいろいろ力を入れておられるけれども、それをほんとうに国のビックプロジェクトとしてやっていく必要があるのじゃないか。原子力にしてもあるいは宇宙にしても海洋開発にしても、かなりの力が入っておられるけれども、脱硫という問題についても、四本柱としてやっていくべきじゃないか。それは今後あなたが、一局長としてではなくして、ほんとうに政府の方針として情熱をもってこれを推進していくという決意がありますか、その点をお聞かせください。

○近江委員 脱硫の、そちらのほうに積極的に力を入れていくということをおっしゃったわけですが、しかしそれはこれだけであって、それじゃ實際上脱硫にどれだけの力を入れておるかという、私は前に予算委員会でも申し上げたことがあるけれども、火力発電所にしても、それはあき地は用意してある、それじゃ何カ所設置してあるのか、こゝ言いたいわけですね。これは数字を申し上げるまでもなく御承知のとおりです。したがって、それをやらさなければならぬ。やらさなければならぬけれども、技術にしても、まだ心配な点がある。経済的にも非常に大きなコストがかかる。したがって、そういう点はやはり政府が、いま工業技術院でもいろいろ力を入れておられるけれども、それをほんとうに国のビックプロジェクトとしてやっていく必要があるのじゃないか。原子力にしてもあるいは宇宙にしても海洋開発にしても、かなりの力が入っておられるけれども、脱硫という問題についても、四本柱としてやっていくべきじゃないか。それは今後あなたが、一局長としてではなくして、ほんとうに政府の方針として情熱をもってこれを推進していくという決意がありますか、その点をお聞かせください。

○近江委員 脱硫の、そちらのほうに積極的に力を入れていくということをおっしゃったわけですが、しかしそれはこれだけであって、それじゃ實際上脱硫にどれだけの力を入れておるかという、私は前に予算委員会でも申し上げたことがあるけれども、火力発電所にしても、それはあき地は用意してある、それじゃ何カ所設置してあるのか、こゝ言いたいわけですね。これは数字を申し上げるまでもなく御承知のとおりです。したがって、それをやらさなければならぬ。やらさなければならぬけれども、技術にしても、まだ心配な点がある。経済的にも非常に大きなコストがかかる。したがって、そういう点はやはり政府が、いま工業技術院でもいろいろ力を入れておられるけれども、それをほんとうに国のビックプロジェクトとしてやっていく必要があるのじゃないか。原子力にしてもあるいは宇宙にしても海洋開発にしても、かなりの力が入っておられるけれども、脱硫という問題についても、四本柱としてやっていくべきじゃないか。それは今後あなたが、一局長としてではなくして、ほんとうに政府の方針として情熱をもってこれを推進していくという決意がありますか、その点をお聞かせください。

ておる、こういう現実の姿もあるわけです。そういう点で大陸だの資源等が非常に注目されてきておるわけですが、政府としては、今後こうした大陸だの資源等にどういう姿勢でいられるのか、基本的なことをひとつお聞きしたいと思うので

○駐政府委員 大陸だの石油の開発ということ、非常に重要なことでございます。一つには、先ほど来御指摘のございました非常に低硫黄のものが日本近海には多いということが、いろんな調査あるいは最近成功した例でも非常にはっきりしてまいりました。そういう点から、第一に非常に希望が持てるわけでございます。さらに運送距離が短い、したがってコストが有利である。さらに近いことから、輸送上の不安といえますか、安定供給という意味を持つ一種の備蓄的な効果もあるという、三拍子そろった貴重な石油資源でございます。したがって、石油開発公団でも現在出資等々に行なっておりますが、今後それを一段と強化して、大陸だのを一つの開発の重点に置く、こういうことを行ないたいと思っております。

○近江委員 大陸だの石油について確かに有利な点は、石油の硫黄分も少ないし輸送距離も短い、いろいろあるわけです。しかし一たび公書面から見ますと、もしも原油がまた流出したら一体どうなるか。あの新潟沖のジュリアナ号事件でも、あれだけの石油でも処理できなかったような状況である。一たび事故が起きたら、これはたいへんなことになりませんか。これは漁業との関連はどうするかということです。大陸だのを開発していくんだ何だと言っておりますが、私は、これは海洋開発の大きな柱になるんじゃないかと思う。ところが一たび法体系を見たときに、それじゃ一体それに即応した法整備もできておるかということなんです。そういう手当てもなく、むやみやたらに有利な点ばかりを強調して進んでいいかということなんです。ですから私たちは、海洋開発についてのそういう基本法なりあるいは振興

法なり、そういう諸問題を含めた法整備をやるべきであると申し上げてきた。通産省もそういうことで考えなければならぬということをやっております。したがって、いつの間にか立ち消えになっておる。そうして開発だけは進んでおる。そういう根本を押えるのが皆さんじゃないですか。そういうつぼを押えることなく、開発だけやっていけばいいのだ、これはけしからぬと私は思う。こういうことについて基本的などうしますか。このまま進んでいって開拓だけに走っていくということについては問題ですよ。こういう法律をいつ出しますか。どう考えていますか。

○駐政府委員 かつて通産省で海洋開発に關して法律案の検討が行なわれたわけでございますが、その場合には、たとえ陸上の鉱区に比べまして海底油田の鉱区の場合には面積が非常に広うございまして、鉱業法で定めておる一鉱区の制限面積というものを拡大するとか、あるいは政府としても助成策を特に考えるべきであるとか、いろいろ省内で議論があったことは私も承知いたしております。その後日本近海の大連だの大陸だのボーリングをして企業化していく、投資の段階に入ってきたということもございまして、石油開発公団を通ずる開発の助成強化を通産省としては一つの柱として推進していかうということにいたしましたわけでございます。

それと同時に、いま先生からお話のございました海底油田から油が漏れないかとかいうふうな保安の問題、公害防止の問題というのはいさめて重要な問題でございまして、現に日本の大陸だの石油の物理探査をやるあるいは実際のボーリングをやるといふ場合に、すべてその漁業組合等と、従来から一年も二年もかけた慎重なお話し合いをした上ですべてが行なわれてきておるといふ事実がそれを明白に物語っておると思っております。それで、たしか昨年であったと存じますが、従来非常に貧弱でございました石油の海底における採取、探掘の場合の保安上の法的な規制、これを鉱

山保安法に基づいてやっておったわけでございますが、細部の具体的な規制のやり方というものは省令で定められております。それがまだ非常に粗雑であつたものを、一年以上の長期間かけて、あらゆる点から審議会を検討して、昨年その抜本的な修正を行なったということが事実としてございまして、現在はその基準に合格するような採掘のしかた、井戸の掘り方、抜き方ということをするべく改正を行なっております。そういう意味での事故というものは、海外でも最近技術が発達いたしましたので、海底油田から吹き出してどうしたということは、私実はあまり知らないのでもございますが、これはいかに注意しても注意し過ぎるということはないわけでございます。今後あらゆる技術の開発も大事でございますが、規制面でも十分これを徹底させる。要すれば技術、時代の進歩に応じて最善の規制であるように、前向きに制度なども今後引き続き整備するということを通産省としては考えております。

以上でございます。

○近江委員 省令で充実していく、それは今後責任をもって皆さんが努力されることについては私はやぶさかではないわけですが、しかし、たとえば漁業とのそういう調整を考えたとき、補償だけじゃ済むのだという、それじゃその漁業者だけの補償してもらいたいのか。海は漁業者だけのものじゃないのです。一たん汚染されたその海が生きてくるのか。要するに汚染された海はなかなかとへ戻らぬわけですね。国民全部の財産ですよ。そういう点からいって、いろいろと心配される点等については、法的にも陸のそういう資源の開発とはあらゆる状況が違ふわけですから、そんな省令だけでいけるかという、やはりいろいろな問題があるわけですね。水産庁との兼ね合いもあるでしょうし、あるいは鉱区の広さにしても違ふわけですね。技術の面においても違ふ。したがって、当然省令だけではできないところがたくさん出てきておるわけですね。したがって、当然法律もつくらなければならぬ。省令で何でもできるんだつたら

法律は要らぬわけですよ。三本柱だけつくっておいて、あとはみんな省令でいいの、それは行き過ぎだと思ふのです。ですから、個々において法律も考えていかなければいけないのじゃないか、このように思ふのですが、その辺については全然考えないのですか。もう一度お聞きしたい。

○駐政府委員 先ほど省令と申し上げましたが、これは鉱山保安法という御案内の法律がございまして、省令が三つございまして。一つは、石炭のほうの爆発等の危害防止のための石炭関係の規則、省令でございまして、一つは、カドミウム等のメタル山の規制をしている省令がございまして。もう一つは、石油鉱山というものの対する規制内容を具体的に詳細にきめた省令でございまして、これが、従来海底油田の開発ということはありませんが、当面した緊急課題として考えられておらなかつたせいもございまして、粗雑であつたというのが実はございまして。鉱山保安法に基づく厳重な法的規制というものはすでにかかつておりました、そのもとで石油を掘る場合、特に海底で掘る場合に、どのような具体的な基準なり何なりをきめて規制するかという細部の規制が省令にゆだねられておりました。それが粗雑であつたものを相当検討して、現在では一応完ぺきと考えられる程度のもので昨年整備をいたしましたこととございまして。今後はこれに基づいて実際の監督とそれを励行するということが大切でございまして、そういう意味で引き続き努力をいたしたいと考えております。

○近江委員 保安面ばかり言っておりますけれども、もちろんそれは一番大事なことです。しかし、今後の海の開発というのを考えていくときに、通産省だけのサイドでいいかということなんです。これは当然縦割りの行政だけではだめだ、やはり横の連携、それに基づく法整備、いろいろなことがあらゆる部門でいわれておるわけですね。ですから、硬直した考えというのはいさめておるべきではないのじゃないか。ですから、これは当然今後の大きな問題として各省と協議をして考

考

○**莊政府委員** ジュリアナ号事件が起こりました際に、石油精製産業も、通産省及び海上保安庁当局の指示に従ひまして人間も出しましたし資材も出すということで、全国の社会が新漏のあの事故

ほとんどの対応はできないということでございます。船舶そのものに対します規制ということが必ずあります。申し上げましたように、原油をどう受け入れ、どう始末していくという地域全

うのですね。ですから、これだけ公害問題がいわ
れておるわけですから、そういう中和剤の研究開
発、公害のない中和剤を開発してもらわなければ
困るわけです。これについては、通産省としては

輸入が拡大してくるわけですから、これはひとつ、検討中ということよりも、一日も早く最大の努力を払って充実をしていただきたい。この問題でも私はいろいろなお聞きしたいことが山ほどま

りますけれども、きょうは時間の関係でそこまで聞かせませんけれども、ひとつ十分な対策を立てていただきたいと思います。これは強く要望しておきます。

それから、石油の備蓄の問題ですが、政府の方針としては、少なくとも六十日ぐらいいは持ちたいということをおっしゃっておられることも聞いておるわけでありまして、六十日ぐらいいいかどうかという点、これについてどう考えていらっしゃるのか。また、法律に基づいた、民間石油企業等にもそういう備蓄の義務づけとかいうことについては、どのように考えていらっしゃるのか。この二点についてひとつお聞きしたいと思うのです。

○政府委員 何日備蓄すべきかというのは、非常にむずかしい総合判断を要する問題でございますが、とりあえず六十日というのを通産省として目標に掲げたのは、消費国が大ぜい入っておりましてOECDの石油委員会、かねて最低六十日は加盟国はお互いに持つべきだと思つたという勧告もあつて、ヨーロッパではドイツが最低の六十日というのでございますが、その他の国はこれより若干多い線で現にやっております。それからOECDでもその後なお内部で検討が続いておりまして、六十日からさらに九十日ぐらいいまで上げたほうが適当なのではないかというふうな意見が相当あつて、いま検討がなされておるという状況でございます。わが国はまだ四十五日にすぎないという状態でございますので、とりあえず六十日にふやそうということであつて、六十日あればもう完全に安心だというふうなめどがあつてのことでは実はございせん。ただ、これをいたずらに一年分、二年分ふやすといつても、これはまた別途の問題もいろいろございまして、必要かつ十分な備蓄量というのについてはいま総合エネルギー調査会の中で御検討いただいております最中でございます。その結論として、あと一月でも二月でもぜひふやすのが正しいという結論になりましたならば、石油製品の値上がり等につながらないような形で政府も思い切った助成をするということが基本前提だと思つて、これは今後も前向

きに考えなければならぬ。必要かつ十分な量というものは慎重に目下検討されております。

それから、法的に義務づけと申しますが、命令が出せるようなことにしたらどうかというお話でございますが、ヨーロッパの一部の国ではそういう制度が現にあるようでございます。わが国の場合には、幸いに石油業法の運用と申しますか、そういう行政指導の形で、石油精製産業自体もエネルギーの供給者であるという認識のもとに、OECDの勧告の最低六十日ぐらいいはほとんど自己の負担で行ないまして、ただ一部については政府としてもひとつ適切な助成をやつてもらいたいというふうな、行政指導に基づく石油精製産業の自主的な理解と協力の意思表示がございました。それでいまやつておるというわけでございます。まあこれは一種の、国民の安全確保という見地から、将来どうなるかわからない事態に対してやつておるわけでもございまして、直ちに罰則つきで強制するかどうか。日本はヨーロッパと違ひまして石油製品のマル公とかカルテル価格というものは認めておりません。その中で、ヨーロッパでは全部消費者に転嫁するといふ形がございまして、そのかわりに義務づけもするといふふうな面もあるところでございまして、わが国はわが国で、やはり全体としての事情もございまして、この程度のものは、現在程度の政府の助成のもとで石油精製産業自体がエネルギー供給者として努力をする、国策に協力するといふ形で行なうということで考

えたわけでございます。

○近江委員 局長も、こういう備蓄コストが製品価格の引き上げにつながるやうに配慮していただきたいという、その辺の意向は私も十分に感じ取つたわけですが、これは今後備蓄が促進されると思つても、備蓄するからといふことで石油製品を上げてくれ、これは国民の生活サイドからいって容認できる問題ではない。したがつて、これは私は大きな問題点であると思つて、これはもう政府において厳重な監督をひとつしていただきたい。これについてもう一度お聞きしておき

たいと思つたのです。

○政府委員 今後備蓄をさらに相当量増加しなければならぬといふことになりました場合には、お話をうやうやに、これは相当金のかかる問題でございます。しかも、年々同じだけ負担がかかつていくわけでございますから、うつつやつておけば、石油精製産業が赤字になるか、消費者が半分かぶるか、全部かぶるかといふことは明瞭でございます。今後さらに大幅に増加する場合には、政府としては、申し上げましたとおりこれはエネルギーの安定かつ低廉な供給のための政策でございますから、この辺は十分に考えまして助成する。現在以上によほど強化するといふことを同時にきめなければ、安定かつ低廉な供給に寄与する形の備蓄といふことにはならぬと思つたので、よくその点は心得て進めたいと思つたのです。

○近江委員 それから、石油以外の資源等の備蓄といふことも問題になつてきておるのですが、これについては政府としてはどのように考えておりますか。

○政府委員 石油以外の備蓄としていま当面問題になつておりますのは、非鉄金属の関係が一つございまして。非鉄金属につきましては、実は原油とは少し事情が逆でございまして、長期契約なり自主開発した鉱石が届いてくるのが、国内の不況の関係もあつて、さばき切れないうちのうちに、国内から、大きな問題になりかねないといふふうなことで、そこで、鉱石の引き取りが円滑になるように、それによりまして国内の将来性ある中小鉱山等がやみくもな閉山というふうな、国民経済的なむだな結果にならないようにという配慮も含めまして、今回鉱石引き取りの特別措置が講ぜられたわけでございます。

ような形を考へまして、政府としても所要の助成策等について検討しようといふことに、すでに通産省では決定いたしております。いま検討を行ないつつある段階でございます。

あとの備蓄の問題としては、常に問題になつておりますウランの問題等もあるわけでございますが、昭和五十五年ごろまでの原子力発電に必要なウランといふのはすでに手当て済みでございますが、ウランの鉱石の開発といふこともなかなかむずかしい問題でございますし、将来のエネルギーといふことで、やはり長期的な観点からこの点についても課題になつております。まだ具体的な結論は出ておりません。

非鉄金属につきましては、当面の差し迫つた問題でございますだけに、通産省としては早急に結論をつける方針でございます。

○近江委員 それじゃ、局長も来られておりますから、パイプラインのほうもちょっとお聞きしておきたいと思つた。

パイプライン計画、これはいままで特に通産省と運輸省となかなか調整がつかず、非常に問題になつてきたことでもありますけれども、将来のビジョンはどういうものを持っておられるか。この法律を制定する以上、やはりパイプラインといふものは一体いかにあるべきかというビジョンというものは大事じゃないかと私思うのですが、政府としてはどのように考えておられるか。この問題が一点です。

それから、当面予想されるパイプライン事業の計画、これについて、どういふ問題がいま大きなことになつてきておるか。具体的な計画に伴う、政府として把握されておる問題点をお聞きしたいと思つたのです。以上、二点です。

○政府委員 パイプラインの将来の全国的なビジョンでございまして、大体パイプラインについて国が特別の法律までつくつて計画的にこれを行なうといふふうな考えましたゆえんのもは、今後国内の石油の消費量がどんどんふえる、しかもこれを内陸部に輸送する場合に、従来

の輸送手段だけではもう限界が見えておる、大きな事故も起こりかねないという結果、結局石油製品の供給の安定あるいは価格という点に望ましくない影響が予想される、これを打開するためには、やはり大規模なパイプライン網をつくりまして、これを合理的かつ安全に輸送する体制を整えることが必要だという認識でございます。

そこで将来のビジョンにつきましては、そういう見地に立ちまして最近予算措置が講ぜられておりますので、全国的に、逐次ブロックごとにマスタートラップ等の調査研究が行なわれております。北海道でございますとか、関東それから中部地方、近畿地方、瀬戸内、九州等について昨年来行なっておりますが、今年、来年、また引き続き申し上げましたような地域について具体的なマスタートラップを検討することについていたしております。パイプラインと並べまして、同時に今後の課題といたしまして、やはり石油の備蓄の問題ともからみますが、CTSの問題が当然あります。こういう問題につきましても予算措置が幸いに講ぜられてまして、現在基礎的なビジョンの研究を行なっております。

当面のパイプラインの計画でございますが、これは、石油製品の消費の量も一番大きく、かつ伸びも目下大きい関東地方につきまして具体的な計画が三つ詳細に検討されております。一つは国鉄公社が行なうパイプラインで、神奈川から当面埼玉県まで輸送するパイプライン計画でございます。これは鉄道の路線敷を使う計画です。もう一つは、千葉港から成田空港まで、公団がパイプラインを敷設してジェット燃料を運ぶ計画が、御案内のとおり具体的に検討されております。もう一つは、民間が共同で行なう計画でございます。千葉県の各製油所から北関東まで、パイプラインを敷設して輸送するというところでございます。これらの計画によりまして、少なくとも県境を越えて大きなタンクローリーや貨車が走り、帰りににはからっぽのまま、またむだな形で東京湾の製油所まで戻ってきて、非常に混雑する、危険もあると

いうふうな、保安及び経済面からの問題が相当台理化されるだろうと考えております。

こういうプロジェクトの具体化に伴って実際どういう問題が発生しているかというお尋ねでございますが、私も今後はこの法律に基づきまして、保安の面に対しての事前及び事後の十分な規制というのを考えておりますが、わが国として初めての大きなパイプラインが内陸に出現するというところでございますから、当然のこととして、地元では、どういうことになるのか、事故はないかという御心配があつて、これが当面の一番大きな問題になつていまして、これが当面の一番大きな問題をなつていまして、保安の面では万全の措置をとるよう十分配慮したつもりでございますが、具体化に伴いまして、この法に基づいて保安面で十分のことをやりたい、かように考えております。

○近江委員 エネルギーの中でも、石油というのについては非常に大きなウェイトがあるわけですが、そういう点で、経企庁がいま新全線の見直しをやろうとしておられるわけですが、パイプラインの問題はどのように位置づけておられるか、これは当然連携をとっておられると思うけれども、この点について一点。

それから、これだけ公共性のあるものでございまして、一社独占というふうなことになるわけですが、これは非常に大きな問題があると思うのですが、この辺の考え方、公共性ということと最大のウェイトに置いて、今後の許可等についてどういう基本的な考えを持っておるか、この二点についてひとつお伺いしたいと思います。

○経企庁委員 先ほど申し上げたことと関連もございまして、全国的な見地に立つてパイプラインというものを今後整備する方針でございます。それから、経済企画庁の新全線の検討にあたりまして、これは通産省だけではなくて、運輸省も建設省も全部パイプラインには関係いたしますが、従来のパイプライン構想についてのマスタートラップの検討結果、今後も引き続き検討しますが、そ

ういふものは十分企画庁のほうにも持ち込みまして、新全線の見地からまたよく検討していただく、こういうふうな考えでございます。法律の上でもそういう面は実は配慮したつもりでございます。基本になるのが、地区別のパイプラインの基

本計画というものをきめることについていたしておりますが、関係行政機関と十分相談をいたして、意見を聞いてやるというのを条文にも明記してございまして、地域開発官庁としての経済企画庁といふのは当然その中に入れて考えております。

それから公共性の確保ということが当然重要なことでございまして、道路の使用権等法律でも明記してございまして、特に幹線のパイプラインでございまして、法律上も、これは許可段階からこれが一社独占というふうなものではなくて、やはりその地域におきまして需要の大部分というものを各精製会社なり関係企業が共同で、安全に合理的に輸送するきわめて公共性の高い事業でなければならぬという見地から、まず基本計画でき

んとその点は事業の規模なりあるいは路線の概要、時期というふうなものは押えておきまして、それに適合しないものは認めない、特権も付与しない、こういう考え方できちんと整備をしております。許可認可にあたりましては、そういう点の配慮ができるようにいたしております。また、その後の業務運営面におきましては、いろいろな監督規定もございまして、あるいは料金等についても規程をつくらせて認可制にする。公の立場から、主務大臣がそれに対して監督、指示、すべてできるような法律上の手だてというものは実は十分に整備して、これを監督よろしきを得てやっています。公共性についても万全の配慮をいたしたいと思

います。○近江委員 この間私は、経企庁の人にこの新全線の見直しのポイントというのを聞きましておつたわけですが、パイプラインというふうなことは一回も出てこなかった。したがって、その辺はひとつ通産省から経企庁とよく話し合つて、これは

非常に大きな問題でありますから、十分そういう点を配慮できるようにやっていたかと思ふのです。いまその辺については、今後よく経企庁と連携をとるということをおしやっております。それから、重ねてこの点は要望しておきます。それから、特に保安上の問題ということがあつたわけですが、地震あるいはその他によるパイプライン災害の発生、これは一体どういう態様になるのかという問題点です。

それから二点目は、この技術上の基準の策定、保安基準の認可、その他本法において保安対策というものがいろいろ講じられておりますが、最も重点とすべきポイント。それから三つ目は、鉄道路線のそうした施設あるいは密集地帯の保安対策、これが一番心配になるわけですが、きょうは関係各省も来ておられるわけですから、各省からひとつ、通産を含めてお答え願いたいと思ふのです。

○経企庁委員 私からまず全般的に答弁させていただきます。地震の場合、地震に対してどういふ配慮をしているかというお尋ねかと思ふますが、実はロスアンゼルス地震の地震がありまして、古い鉄管等を使いました古い石油のパイプラインが二カ所ほど事故を起こしたようございまして。直ちに送油を停止したために大事に至らなかった。片一方、ガスとか水道の管は、当然歴史が古うござい

ますが、これから考えまして、日本の場合にはこれは欧米と違つて地震国でございますから、最も地震対策ということには重点に考えなければなりません。そのために、第一には路線の設定そのもののときに、軟弱地盤のところは極力避けるべきであるという消防審議会の答申も昨年末は出ておるようでございますが、材料の点でも強力なスチールパイプを必ず使わせるように技術基準でも義務づけをはっきりするということ。それから溶接部分がやはり地震の場合に問題になるようございまして、溶接は必ずアーーク溶接をさせる。

それから検査でございますが、エックス線等を使って最も進歩した溶接部の検査を義務づけるというふうなことが、これは消防審議会の答申でもぜひ必要なポイントであるということをお指摘になつております。その他、地震で一部に不幸にして事故が起こつた場合に直ちに自動的にそれを検知いたしましたして、根元のところでコントロールしておつて、それを検知したならば弁を締めるとかあるいは送油を停止するというふうなオートメーションの保安装置というものを必ずつけなければならぬというふうなことがございます。これらのことはすべて技術基準の中で明確に規定すべく、現在関係各省の間で具体的な詳しい内容について検討を進めております。

それから保安規程についてもお話ございましたが、このポイントは自主保安体制というものを企業に義務づけ、それを確立するというところでございまして、抽象的ではなくて保安規程の中で具体的にその自主保安、自主検査、そういうことをいかにするかというのを明確にきめさせて、それを認可にかからしめ、必要なればこれを命令によつて改善させるということでございます。国の技術基準によつて完成検査等と並びまして自主検査の面でももう一つこれを十分なものとすることのうが主でございます。

鉄道の保安の問題は相当専門的でございますし、国鉄のほうで昨年来種々技術的な御検討も進んでおるようでございますので、そちらのほうから答弁をさせていただきます。

○見込政府委員 お答えいたします。

鉄道敷にパイプラインを布設する場合の保安上の問題でございますが、国鉄が現在建設を進めようとしておりますパイプラインにつきましては、運輸省から土木学会に諮問いたしました結果、また国鉄が土木学会に相談いたしました結果等によりまして、運輸大臣から建設基準を指示いたしましたして、またそれに基づいて国鉄は建設規程を作成いたしておりますが、具体的に布設の方法等を申し上げますと、こまかい点は別にいたしま

し、本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十二分散会

して、パイプラインを線路敷に布設する場合に、線路の中心から四メートル以上離れたところに埋設をする。さらに一メートル二十以上の土かぶりを行なうということにいたしております。また、線路を横断する場合であるとかあるいは四メートルを確保できないというふうな場合には、パイプラインの上にコンクリートのさや管をつくりまして、その中にパイプを通すというふうな布設方法をとりますので、通常の運行の方法であれば列車の振動等は関係がない。またかりに脱線転覆というふうなことが起こりまして、直接パイプが破れるというふうなおそれはないというふうな考えております。ただ鉄道の場合に一番問題になりますのは、電化区間をパイプラインで布設する場合に電食の問題がございまして、電流が流れることによつて、その金属のパイプが腐食をするという問題がありまして、これは、国鉄が電化されることに伴ひましてかねてから研究を進めておつたわけでございますが、特にパイプラインの建設にあたりましてはその点を重視いたしまして、土木学会にパイプライン研究委員会等をつくられました、そこに安全性等の問題を検討してもらつたわけでございます。

その結果、絶縁特性のすぐれたアスファルトのおおいをするというふうなこと、さらに流電陽極法とか外部電源法あるいは排流法というふうな方法がございまして、それらの方法を組み合わせることによりまして、電食を防止することは十分——完全と申し上げてもよろしいと思ひますが、電食を防止することができるといふふうに考えておるわけでございます。

○近江委員 もう本会議がきますので、私はこれで一応中断して保留しておきたいと思ひます。きょうは各省も来られておりますが、こういうふうに本会議が開かれますので、この次にまた来ていただいて続行したいと思ひます。

一応これで中断して終わっておきます。

○進藤委員長代理 次回は、明十二日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することと